

令和6年4月から

事業者の障がいのある人への「合理的配慮」が義務化されます！！

障害者差別解消法が改正され、令和6（2024）年4月1日から事業者の「合理的配慮の提供」が義務となります。この法律では対象を行政機関等及び事業者としていますが、差別をなくすことは国民一人一人に求められることです。障がいのある人もない人も、全ての人がお互いの人格や個性を尊重しながら生活できる社会の実現をめざして、一人一人ができることを、いま一度考えてみましょう。

### 事業者の範囲って？

個人か団体か、営利目的か非営利目的かを問いません。個人事業主や無報酬の事業を行う者（ボランティア団体、自治会等）も対象になります。

### 「合理的配慮の提供」って何？

障がいのある人から何らかの配慮を求められたときに、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。例えば、電車やバスなどの段差がある場所で、車いすの人を補助するためにスロープを設置したり、色の見分けがつきにくい人のために、色の組み合わせを工夫したりすることです。

### 私にはなにができるの？

日常生活の中には、私たちができることもあります。

◎聴覚障がいの人とコミュニケーションをとるときに、スマートフォンやメモ帳を活用する



◎視覚障がいの人のために、代筆をしたり、ゆっくりと読み上げたりする。



共生社会づくりや「合理的配慮の提供」について、詳しくはこちらのホームページへ！

#### 内閣府

「障害を理由とする差別の解消の推進」



#### 兵庫県

障害者差別解消相談センター



合理的配慮アドバイザー派遣



弁護士・福祉専門職無料法律相談

